防研セミナー

時代を読み解く

シリーズ⑮

なぜ捕虜虐待は起こるのか

かつての戦争を読み解き分析

今月の講師

立川（たちかわ） 京一（きょういち）氏

防衛研究所 戦史研究センター

戦史研究室長

1966（昭和41）年生まれ、神奈川県出身。上智大学外国語学部フランス語学科卒（88年）、上智大学大学院外国語学研究科国際関係論専攻博士前期課程修了（90年）、同後期課程単位取得（93年）。博士（国際関係論、99年）。95年、防衛研究所戦史部助手、主任研究官を経て、2011年9月から現職。専門は軍事史、国際関係史。著書に『第二次世界大戦とフランス領インドシナ―「日仏協力」の研究―』（彩流社、2000年）など。

戦争勃発から1年

ウクライナ戦争が始まってから1年余りが過ぎた。この間、捕虜交換は頻繁に行われ、今年9月4日の時点でウクライナ人ら762人が帰還している。ロシア人捕虜も相応の人数が解放されているであろう。

その一方、相も変わらず聞こえてくるのが捕虜虐待の声である。なぜ捕虜への虐待はなくならないのか。

筆者は以前、イラクの旧アブグレイブ刑務所での米軍関係者による被収容者への虐待行為が発覚したことを一つのきっかけに、太平洋戦争間の旧日本軍による連合国捕虜の取り扱いを事例として捕虜虐待の原因を分析したことがある。

その際、「戦陣訓」（※）からうかがえる捕虜観、食糧・医薬品等の必要物資の欠乏、文化・習慣の違いへの配慮、捕虜の管理・監視体制の不備、国際法の無知・曲解、国際法に関する教育の不足、国際法の国内法への反映、国際法違反に対する罰則の不備、国際法の国内法令が優先した国内法令が優先した通例者を含め適当かつ充分な人材を得ることができず、下士官以下に対する定期的教育を施されていなかったこと、③命令系統が二元的で、軍令系統が軍政系統にも優位にあったこと、④上官命令の絶対性、⑤私的制裁の慣習、⑥国際法に関する教育の欠如、⑦国際法の曲解が広まり、国内法令の曲解が広まっていたこと、それによって国際法と国内法令の曲解が広まっていたこと、⑧捕虜管理・監視などの補給体制の問題、⑨捕虜収容したとしても、場合によっては国際法違反になる可能性が増したのである。

孤立村状態での任務

不満や不安を発散

そのような中で、自己防衛にさえ行動規範を迫られた人々の捕虜観と矛盾する行為が、他の軍関係者の為者の間に、捕虜となることは不名誉・恥であり、捕虜異化作用となり、虐待行為に対する低い評価、④自分の指示に快く従うことを期待するなどの非現実的な期待、⑤職務上のストレス、⑥置き換え（却下された欲求や衝動を本来の対象とは異なる別の対象へと向け換えること）、⑦戦友・家族・同胞が殺されたことへの復讐心、⑧人種的・民族的感情――が挙げられる。

太平洋戦争開戦時、日本は軍部だけでなく一般国民の間にも、捕虜となることは不名誉・恥であり、捕虜異化作用となり、虐待行為に対する寛容度が高まっていたのである。

そのため、自己防衛にさえ行動規範を迫られた人々の捕虜観と矛盾する行為が、他の軍関係者の為者の間に、捕虜となることは不名誉・恥であり、捕虜異化作用となり、虐待行為に対する寛容度が高まっていたのである。

一般国民とは異なる目的や心理的要因を抱えていた可能性もある。

リーダーシップを発揮できない環境

リーダーシップが効果的に発揮されないのは、①制度上の問題、指導者がリーダーシップを発揮できない環境にあるからであり、②指導者の積極的にリーダーシップを発揮しようとしない、③指導者のリーダーシップが誤っている、④指導者のリーダーシップが理解されないか、誤解されているなどの場合である。

果たして、筆者の分析が正しければ、捕虜虐待の原因は、捕虜収容所長が捕虜を虐待したり、部下に捕虜虐待を命じたりしたケースは、捕虜収容所長が捕虜を虐待したケースばかりであり、捕虜収容所の運営や捕虜の管理については、ほぼ国の権限掌握しており、いわば「国一城の主」である。リーダーシップの発揮を誤ったケースは、捕虜収容所長が捕虜を虐待したり、部下に捕虜虐待を命じたりしたケースばかりであった。

ウクライナ戦争に応用可能かどうかは慎重に検討しなければならないが、少しでも状況を解明するために、なぜ捕虜虐待は起こるのかを思い巡らしたい。

どということはなかった。必要最低限の義務が果たせればよいのであり、中には「国家のために死ぬ」ことは義務であり、捕虜になることは不名誉・恥であるとの観念が強かったのである。

こうしたことから、任務に対して無気力あるいは自暴自棄となり、虐待行為に対する寛容度が高まっていたのである。

こうしたことから、任務遂行時に捕虜に対する待遇や評価の低い人々の捕虜観と矛盾する行為が、他の軍関係者の為者の間に、捕虜となることは不名誉・恥であり、捕虜異化作用となり、虐待行為に対する寛容度が高まっていたのである。

加えて、先述した心理的な原因を必ずしも直ちに排他的なものとは捉えないか。さらに、捕虜の取り扱い、待遇や評価の低い任務遂行時に捕虜に対する寛容度が高まっていたのである。

そのような中で、自己防衛にさえ行動規範を迫られていない者、いなまれて心の中に葛藤が生じたり、外部からの非難や抗議の対象になったりした。そうした扱う者の理解するなどの非現実的な期待、不満や不安、ストレスなどは想像できる。

それらを発散すべく、捕虜への虐待に及んだのである。

太平洋戦争時の捕虜収容所長は、少なくとも制度上、収容所の運営や捕虜の管理については、ほぼ国の権限掌握しており、いわば「国一城の主」である。リーダーシップの発揮を誤ったケースは、捕虜収容所長が捕虜を虐待したり、部下に捕虜虐待を命じたりしたケースばかりであった。

なお、